

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部NPO法人担当 (06-6208-9864)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	特定非営利活動法人の定款変更の認証
概 要	申請者から特定非営利活動法人の定款変更の認証申請に係る書類の提出があった場合、2週間の縦覧期間後、審査基準を満たしているかの審査を行い、認証、不認証の決定を行います。
根拠法令等 及び条項	特定非営利活動促進法 第25条 大阪市特定非営利活動促進法施行条例 第7条 大阪市特定非営利活動促進法施行細則 第6条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	・ 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること。 ・ 次のいずれにも該当する団体であって、営利を目的としないものであること。 - 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。 - 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること。 ・ その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。 - 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。 - 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。 - 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。 ・ 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。 ・ 特定の政党のために利用してはならない。 ・ 設立の手続並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。 ・ 当該申請に係る特定非営利活動法人が特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する団体に該当するものであること。 ・ 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） - 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体 ・ 当該申請に係る特定非営利活動法人が10人以上の社員を有するものであること。
標準処理期間	—
経由日数	なし
提出先	市民局総務部NPO法人担当
提出時期	随時
提出方法	特定非営利活動法人定款変更認証申請（大阪市特定非営利活動促進法施行規則第5号様式）及び添付書類を市民局総務部NPO法人担当に提出してください。（変更内容によって、添付書類は異なります。）
手数料	なし
相談窓口	市民局総務部NPO法人担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000375996.html
備 考	